

# 慶應UCカード(学生)会員特約

## 第1条(名称)

本カードは、慶應義塾ならびに株式会社慶應学術事業会(以下あわせて「慶應」という)が会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)と提携して発行するもので、慶應UCカード(学生)と称します。

## 第2条(会員資格)

本カードは、慶應義塾大学に在籍する学部および大学院の在学生(除く塾員)を加入対象とし、本特約・帰属会社会員規約および慶應UCカード会員特約を承認のうえ入会を申し込み、慶應と帰属会社が適格と認めた方を会員とします。

## 第3条(カードの保有枚数)

慶應UCカード(学生)は会員が在学期間中、慶應が他のクレジットカード会社と提携して発行するカードを含め、一枚のみ保有出来るものとします。

## 第4条(卒業後のカード切替)

1. 会員は、この申し込みが同時に慶應と帰属会社が提携して発行する慶應UCカードの入会申し込みを兼ねることを予め承諾するものとします。
2. 会員が卒業予定年の所定の時期に、慶應と帰属会社が当該会員について慶應UCカードの入会を審査しこれを認めた場合、会員は卒業後に慶應UCカードの会員となります。会員は審査の結果、慶應UCカードの会員となれない場合があることを予め承諾します。
3. 前項において慶應UCカードの会員となる場合、卒業後のカード更新時まで、会員の保有する慶應UCカード(学生)は、慶應UCカードとして使用できるものとします。

## 第5条(会員資格の喪失)

1. 会員が慶應の定める学生資格(卒業に伴う学生資格の喪失を含む)、または帰属会社の会員資格のいずれかを喪失した場合、本特約による会員資格を喪失するものとします。
2. 慶應の定める学生資格喪失(卒業に伴う学生資格の喪失を除く)により会員資格を喪失した場合、カードの有効期限満了如何に関わらず、会員は、即時に退会手続きをとるものとします。会員から退会手続きの申し出がない場合、慶應および帰属カード会社は会員に通知することなく退会手続きを行うことができるものとします。

## 第6条(カードの利用可能枠およびサービス)

1. 本カードの利用可能枠は、会員が在学期間中、原則として10万円を越さない範囲で帰属会社が定めるものとし、本規約に定める国内での各種キャッシングサービス・各種ローンサービスの利用は停止させていただきます。
2. 本カードに付帯する保険については、第5条1項の会員資格の喪失を以って適用を終了するものとします。

## 第7条(本特約の改定等)

1. 本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、慶應UCカード(学生)に関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については、帰属会社の会員規約が適用されるものとします。

## 《個人情報の取扱いに関する重要事項》

### 第1条 (個人情報の利用)

1.入会申込者および会員（以下あわせて「会員等」という）は下記(1)に定める会員の個人情報について、慶應義塾ならびに株式会社慶應学術事業会（以下あわせて「慶應」という）が必要な保護措置を行ったうえで、下記(2)に定める目的のために会員規約に定めるクレジットカード会社（以下「帰属会社」という）と相互に交換し、利用することにあらかじめ同意するものとします。

#### (1) 会員等の個人情報の内容

- ①会員等の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等、入会時および入会後に届け出た事項
- ②会員番号・有効期限、変更後の会員番号・有効期限
- ③慶應UCカード（学生）の利用状況等カード利用に関する情報

#### (2) 利用目的

- ①慶應が慶應UCカード（学生）に付帯する会員向けサービスの提供を行うため
  - ②慶應が慶應UCカード（学生）に付帯する会員向けサービスの案内を行うため
- 2.会員等は、慶應が前記第1項(2)の目的のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項(1)の個人情報を保護措置を講じたうえで当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。
- 3.会員等が本条第1項(2)の利用目的の利用について中止を申し出た場合、慶應は慶應UCカード（学生）のサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします（中止の申し出は慶應が指定した下記に定める窓口へ連絡するものとします）。
- 4.会員等は、慶應に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます（開示は下記に定める窓口へ請求するものとします）。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、慶應はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
- 5.慶應は、本条第1項(1)に定める会員の個人情報について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。

### 第2条 (届出事項の利用)

会員から、慶應または帰属会社への氏名、自宅住所、自宅電話番号、勤務先等変更についての申し出があった場合、当該情報について慶應が前条の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

#### <相談窓口>

慶應に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	当社名・住所・電話番号
・会員情報の利用について	慶應義塾・ 慶應学術事業会	慶應義塾・ 株式会社慶應学術事業会 東京都港区三田2-15-45 TEL：03-3453-4511(代)